

太子町教育委員会／令和８年３月定例会議事録

日時及び場所

- 日時 令和８年３月２７日（金）
開会時間：午後 １時 30 分
閉会時間：午後 ３時 00 分
- 場所 役場庁舎 3 階 第 2 会議室

会議に出席した者の職氏名

- 出席者
教育長 中道教育長
委 員 上藪教育長職務代理者、山崎委員、池田委員、金井委員
事務局 東條教育次長、武部教育総務課長兼給食センター所長、
竹井教育総務課学務指導担当課長、松岡生涯学習課長
吉村教育総務課長補佐、神床教育総務課主事
- 欠席者
なし
- 傍聴者
なし

議題

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長の報告
- 日程第 3 議案第 9 号 太子町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正
- 日程第 4 議案第 10 号 太子町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正
- 日程第 5 議案第 11 号 令和 8 年度町立小・中学校、町立幼稚園に対する指導事項（案）
- 日程第 6 議案第 12 号 太子町いじめ防止基本方針の一部改正
- 日程第 7 議案第 13 号 太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定
- 日程第 8 議案第 14 号 太子町立生涯学習センター設置条例施行規則の一部改正
- 日程第 9 諸般の報告（その他）

中 道 教 育 長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより教育委員会 3 月定例会を開催します。

まず、【日程第 1 会議録署名委員の指名】をいたします。本日の署名委員は、【金井委員】にお願いいたします。

続きまして、【日程第 2 教育長の報告】について報告申し上げます。

中 道 教 育 長

2 月 17 日、太子町区長会並びに人権施策推進本部会議に町長と出席しました。

2 月 18 日、太子町人権協会講演会に参加しました。

2 月 19 日、磯長小学校の、昔遊びの授業を見学しました。

2 月 20 日、令和 8 年度大阪府市町村教育委員会への指導、助言事項の説明会に出席しました。

2 月 21 日、竹内街道歴史資料館記念講座を開催しました。

2 月 25 日、山田小学校バイキング給食の様子を見学しました。

2 月 26 日、磯長小学校バイキング給食の様子を見学しました。

3 月 1 日、子どもとの関わり方セミナー第 4 回を開催し、ボーク重子さんはワシントン D.C. からリモートで講演会にご参加いただきました。同日、大道旧山本家住宅で行われた、太子町観光協会主催、第 5 回懐かしのひな人形展を見学しました。

3 月 2 日、上宮太子高校卒業式に参列しました。また、男女共同参画社会推進本部会議に出席しました。

3 月 3 日、校園長会を開催し、これまでの学校園経営に感謝するとともに、厳粛な卒業式・修了式の実施を指示しました。

3 月 13 日、町立中学校卒業式に参列しました。

3 月 15 日、竹内街道歴史資料館講座を開催しました。

3 月 16 日、町立幼稚園修了式に参列しました。

3 月 18 日、町立山田小学校卒業式に副町長とともに参列しました。

3 月 19 日、今年度給食最終日、給食センターで試食をしました。

3 月 24 日、臨時校園長会を開催し、令和 8 年度町立小中学校、町立幼稚園への指導事項（案）をもとに説明し、令和 8 年度の学校園経営方針に反映するように指示をしました。

3 月 25 日、社会教育委員会議を開催し、今年度の成果と来年度の事業計画を説明しました。

以上でございます。

中 道 教 育 長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

中 道 教 育 長

無いようですので、続きまして、【日程第 3 議案第 9 号 太子町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正】について説明を

中 道 教 育 長

求めます。

教 育 総 務 課
武 部 課 長

議案第9号太子町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日付けで施行され、地方公共団体における少額随意契約の限度額の引き上げが行われ、本町においても、この改正を踏まえ、町長部局の事務決裁規程において専決区分の引き上げが行われることから、教育長に対する事務委任の区分について、限度額の引き上げ等の見直しを行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。下線箇所が改正部分となっており、左側が改正後です。第1条第5号中、見積価格1件250万円未満の工事請負及び業務委託を1件400万円未満に、また第6号中、1件200万円未満を300万円未満に改正いたします。この規則は公布の日から施行いたします。

以上よろしく願いいたします。

中 道 教 育 長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

中 道 教 育 長

無いようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中 道 教 育 長

ご異議ございませんので、【日程第3 議案第9号 太子町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正】については、事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第4 議案第10号 太子町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正】について説明を求めます。

教 育 総 務 課
武 部 課 長

続きまして、議案第10号太子町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、決裁行為にあたり現行では、「専決」及び「代決」について規定されているものの、決裁ルート上の管理職が不在となった場合の対応が規定されていないため、新たに「承認」及び「代理承認」を規定することにより事務の適性化及び効率化を図るものでございます。

新旧対照表をご覧ください。下線箇所が改正部分となっており、左側が改正後です。第2条中第3号の次に第4号として承認に関する記載を追加し、さらに第5号として代理承認の記載を追加しております。また、第12条及び第13条において、代理承認に関する記載を追加して

教育総務課
武部課長

おります。

次項の別表（第6条関係）では、先ほどの議案第9号でもご説明いたしました、少額随意契約の限度額の改正に伴い、教育委員会事務局においても教育次長及び課長に対する事務決裁の限度額についての見直し行っております。この規程は、令和8年4月1日から施行いたします。以上、よろしくお願いいたします。

中道教育長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

中道教育長

無いようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中道教育長

ご異議ございませんので、【日程第4 議案第10号 太子町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正】については、事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第5 議案第11号 令和8年度町立小・中学校、町立幼稚園に対する指導事項（案）】について説明を求めます。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

それでは、令和8年度町立小・中学校、町立幼稚園に対する指導事項（案）についてご説明いたします。

表紙をご覧ください。副題の「主体的に学ぶ力を育み、未来を拓く人づくり」は、6月から始まる新しい教育大綱の基本理念を入れていきます。

1頁をご覧ください。「はじめに」の前半は、大阪府教育委員会のリード文を使っています。それでは、重点項目の8点を簡潔に説明します。

1点目は、「非認知能力で結んだ幼小中一貫教育」です。令和8年度は、私立の保育園・認定こども園とも連携して取り組んでいきます。

2点目は、「道徳性の涵養」です。特別の教科である道徳や、人権学習をとおして豊かな心を育みます。

2頁をご覧ください。

3点目は、「学校力・教師力を高める」です。教職員の働き方改革・業務量管理を推進するなかで、子どもをまんやかにした地域・保護者とのつながり方は、新しいフェーズに入ります。「町立学校園の意義と役割をふまえ、さまざまな挑戦により、組織として地域・保護者の信頼を得ること」を、新たに追加しています。教職員の在校時間の縮減が求められるなかで、地域・保護者とつながる知恵と実践が必

要となります。

4点目は、「安心と信頼の中で育つ学び」です。新たに令和8年4月、こコミガイドブックを発行します。その項の6行目、子どものSOS見逃しゼロをめざし、いじめ疑いも含め事案の初期対応をクイックガイドを参考にチームであたることを示しています。

3頁をご覧ください。

5点目、「子どもの命を守る」です。さまざまな事故への危機管理意識と訓練、不祥事防止を徹底していきます。

6点目、『『ともに学び、ともに育つ』教育』です。インクルーシブ教育システムの理念のもと、一人ひとりの教育的ニーズに対し指導・支援の充実を図っていきます。

7点目、「地域愛を育む地域学習」です。ふるさと太子町への愛と誇りを育てたいと思います。

8点目、「教職員の働き方改革」です。業務量管理・健康確保措置実施計画がはじまります。教職員間のハラスメント防止を含め、働きやすさ・働き甲斐のある職場をめざしていきます。

次の頁、カラー刷りとなっている「令和8年度太子町の公教育の取組みの方向性＝グランドデザイン&コンパス＝」をご覧ください。

太子町のめざす子ども像の実現に向けて、2つの取組みの重点を示しております。1つ目が、「子どもの可能性を最大限に伸ばす取組み」です。主体的に学び続ける力を育てることに重点を置いています。2つ目が、「子どもを受け止め寄り添い支える取組み」です。安心と信頼の中での学びを支えることに重点を置いて取り組みます。

9頁をご覧ください。令和8年度より新たに追記されている箇所につきましては、アンダーラインを入れておりますので、ご参考にさせていただきますようお願いいたします。

第1章「確かな学力の定着と学びの深化」では、重点項目を5つ示しております。

12頁をご覧ください。「②学力向上の取組みの充実」において、取組みの重点で「すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。」となっております。「(2) 日常的な授業改善」の5行目、「子どもたちの実態を把握し、つけたい力を明確にして単元の指導計画等を作成するとともに、目的に応じた教材・教具の活用、観察や実験、体験的な活動を取り入れるなど、授業展開を工夫すること。」となっております。太子町学びコンパスを活用し、「ねがい」と「ねらい」を意識した授業デザインの構築を推進します。

13頁の「(5) ICT活用による学びの充実」の最後の項目、「生成AIを教職員が校務等で利用する場合は、生成AIの仕組みや特徴を理解したうえで、適切に利用できるようにすること。また、児童・生徒が

学習等で利用する場合は、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味し、発達段階に応じて「生成 AI 自体を学ぶ場面」「使い方を学ぶ場面」「各教科等において積極的に用いる場面」等、適切な場面で利活用すること。」が新たに追記されました。

14 頁をご覧ください。「③確かな学力をはぐくむ読書活動の充実」では、取組みの重点の 2 つ目、「各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。」としており、ブックトークやビブリオバトル等も積極的な活用を推進していきます。

16 頁をご覧ください。「(1) 不登校への取組み」について、本町においても喫緊の課題であります。不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童・生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。また、小学校入学当初から不登校となる児童が増えていることや、中学校 1 年生時において不登校者数が増加していることから、保育所・幼稚園等就学前機関と小学校、小学校と中学校等、校種間での接続時に、児童・生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内容についての共有を適切に行う等、円滑な引継ぎを実施することとしております。

次頁をご覧ください。「⑥ともに学び、ともに育つ教育のさらなる推進」でございます。「取組みの重点」の 2 つ目では、「支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。」となっています。

20 頁をご覧ください。

「人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実」です。

(1) 人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティに係る人権問題などに関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に進めていきます。

23 頁をご覧ください。取組み項目では、「すべての児童・生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。」としており、発達支持的生徒指導を意識した取組みを大切にしていきます。

「(3) いじめへの取組み」では、「各学校においては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「太子町いじめ防止基本方針」、「各校のいじめ防止基本方針」等を活用し、いじめの早期発見、対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めるとともに、日常より子ども理解に努め、子どもの不安や多様な悩みを受け止めること。その際、町が発行している「いじめ初期対応クイックガイド」などを参考に、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実を図ること。」を追記しています。

25 頁、「⑩子どもたちの生命・身体を守る体制づくり」の「(2) 児童虐待への対応」について、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、認識を深めること。また、児童虐待が疑われる場合はためらわず通告すること。その後は要保護児童対策地域協議会の指示のもと、モニタリング等において情報提供するよう指示を出しております。

(3) では、「緊急の対応を除き、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底すること。」と新たに追記されております。

28 頁をご覧ください。薬物乱用防止教室におきましては、中学校で実施していましたが、令和 8 年度より新たに「小学校においては、地域の実情に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めること。」と示されております。

(12) も新たに追記された文言となっております。「近視は将来の目の病気のリスクを高める可能性があることがわかってきており、その多くは小学校 3～4 年生頃に発症することから、幼少期から視力低下や近視の新規発症の予防が必要である。長時間の近業（近い所を見る作業）に気を付けるなど、スマートフォンやタブレット等の使用時の注意点について周知に努めること。」となっております。

第 3 章「将来を見据えた自主性・自立性の育成」では、重点項目を 3 つ示しております。

32 頁「(1) 探究的な学習の充実」において、探究のプロセス①課題の設定②情報の収集③整理分析④まとめ表現と、より具体的な学習活動が明記されております。(2) では主体的に社会に参画する意識を醸成するための指導の充実について記載しております。

第 4 章「多様な主体と協働」では、重点項目を 3 つ示しております。

35 頁では、多職種連携について示しております。(3) のスクールロイヤーについて、「いじめは法に基づいた対応が求められることから、いじめが生じた際には、早期の段階から法的な観点での助言を得る等の連携を図ること。」が明記されております。

37 頁、「⑨家庭教育支援の充実」のうち、(4) 未来に向かう力（非認知能力）の育成について、令和 4 年度より取り組んできた「非認知能力の伸長」を取り入れた教育活動の推進を、令和 8 年度においても「授業でも育む非認知能力」をキーワードに、子どもの実態に応じた特色ある取組みに努めるよう指示をしています。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

第5章「力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」では、重点項目を7つ示しております。

39頁「⑩働き方改革」ですが、令和8年3月策定の太子町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画が4月から運用が開始されます。

43頁、「⑬不祥事の防止」について、公立学校の教職員は、個人の尊厳を尊重する精神や規範意識を持って、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっています。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組んで参ります。

45頁、「⑭体罰、セクシャルハラスメント防止の取組み」について、体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校園でその防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組んで参ります。

以上で説明を終わります。ご意見等いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

中道教育長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

山崎委員

〔誤字脱字の修正〕

中道教育長

他に、ご質問等ございますか。

金井委員

学力向上のところで生成AIに触れられているのですが、生成AIとの向き合い方については、今後どのように考えられているのでしょうか。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

教職員については、文書作成や授業の準備・実施の場面で、ChatGPT等の生成AIを活用しています。児童・生徒についても、Chromebookの1人1台端末環境の下、検索などの学習活動において生成AIの存在を認識しており、今後も活用が進むと考えています。生成AIの利用に当たっては、利点と留意点を含む正しい知識・理解を身につけさせ、適切に使えるよう指導していきたいと考えています。

中 道 教 育 長 補足ですが、生成 AI から出力された回答は全部正しいとは限らないので、いわゆる探求ではないですが、参考にはしながらもしっかりと突き詰めて見る必要があると考えています。

山 崎 委 員 10 頁に「標準授業時数」の記載があるのですが、この標準授業時数の枠を超えるようなことはあるのでしょうか。

教 育 総 務 課
学 務 指 導 担 当
竹 井 課 長 現時点では、国から示されているこの標準授業時数の最低限の基準を下回ったり、あるいは上限を上回ったりしている学校はありません。

中 道 教 育 長 他に、ご質問等ございますか。

中 道 教 育 長 無いようですので、本件について、誤字脱字等の修正を踏まえ、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中 道 教 育 長 ご異議ございませんので、【日程第 5 議案第 11 号 令和 8 年度町立小・中学校、町立幼稚園に対する指導事項（案）】については、修正を踏まえた事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第 6 議案第 12 号 太子町いじめ防止基本方針の一部改正】について説明を求めます。

教 育 総 務 課
学 務 指 導 担 当
吉 村 課 長 補 佐 私から、議案第 12 号太子町いじめ防止基本方針の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は平成 29 年 12 月に策定いたしました太子町いじめ防止基本方針について、近年、いじめ事案及びいじめ重大事態への対処のあり方が改めて問われていることや、国のガイドライン改正等を踏まえ、必要な見直しを行うものでございます。

今回の改正は基本的な考え方を大きく変えるものではなく、これまでの取組みを土台にしながら、より具体的かつ組織的に対応できるよう内容を整理するものでございます。主に 4 つの点で改正いたしましたので、4 点に分けて説明いたします。改正の詳細は新旧対照表の方をご覧ください。

1 つ目は、いじめの早期発見の取組みの具体化でございます。これまでも早期発見の重要性は位置付けておりましたが、今回の改正では、児童生徒の小さな変化を見逃さないという観点をより明確にし、アンケート調査、個別面談、日常の観察、教育相談、休み時間や放課後の様子、友人関係の変化、生活ノートや日記等の記録の活用など、学校が何を意

教育総務課
学務指導担当
吉村課長補佐

識して把握していくのかを具体的に示しております。併せて、児童生徒や保護者、教職員が安心して相談できる体制づくりや、相談窓口の周知についても明確にしております。

2つ目は、学校におけるいじめ対策組織の運用の明確化でございます。これまでも学校に組織を置くことは定めておりましたが、今回の改正では、その組織をどのように動かすのかを、より具体的に記載しております。具体的には、未然防止や早期発見のための、定期的を開催する組織といじめ事案発生時や臨時的に開催する組織を提示し、それぞれの役割を明確にいたしました。

また、協議内容や対応方針について、議事録等で記録し、関係教職員で共有することを明記しております。これにより、特定の教職員だけで抱え込まず、学校として組織的に対応することを徹底する内容となっております。

3つ目は、いじめ重大事態への対応の整理でございます。今回の改正では、重大事態が発生した場合だけでなく、その疑いがある段階も含めて、学校長から教育委員会へ直ちに報告すること。また、教育委員会はその報告を受けて速やかに情報を整理し、重大事態に該当する可能性を踏まえて、調査を開始するかどうかを判断すること。そして、必要に応じて町長へ報告する流れを、より明確に整理しております。

併せて、調査結果の報告や、被害児童生徒及びその保護者への説明、公表の取扱いの位置付け等についても、より具体的に明確にしました。その内容に関しましては、後ほど説明いたします公表ガイドラインに整理しております。

4つ目は、表現の整理や現状の取組みの反映でございます。本町の教育施策や現在の取組みを踏まえて文言を整理するとともに、子どものSOS 見逃しゼロをめざすという本町の考え方を明確に位置づけるなど、太子町として大切にしている方向性が伝わりやすい表現に見直しております。

以上4点から、いじめ防止の取組みそのものを、より実効的なものとし、早期発見措置、組織的な対応、重大事態への適切な初動につなげるために、太子町いじめ防止基本方針の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

中道教育長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

中道教育長

無いようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中 道 教 育 長

ご異議ございませんので、【日程第6 議案第12号 太子町いじめ防止基本方針の一部改正】については、事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第7 議案第13号 太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定】について説明を求めます。

教 育 総 務 課
学 務 指 導 担 当
吉 村 課 長 補 佐

引き続き、私から議案第13号太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定についてご説明申し上げます。

このガイドラインは、いじめ重大事態の調査報告書の公表を検討するにあたり、太子町教育委員会としての基本的な考え方や判断の視点を明らかにするとともに、その内容を被害児童生徒側、加害児童生徒側の双方にわかりやすく正確にお伝えすることを目的として定めるものです。

文部科学省のガイドラインでは、重大事態の調査結果については、事案の内容や重大性、児童生徒や保護者の意向、公表による影響などを総合的に勘案しつつ、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。一方で、公表には意義がある反面、慎重に考えなければならない弊害もございます。

まず、公表の意義としまして、いじめを学校の中だけの問題にとどめず、社会全体で考える契機とすること。教育委員会や学校が、事実に向き合い、改善に生かしていく姿勢を明らかにすること。そして、教育行政としての説明責任や透明性を確保することにあります。

その一方で、公表によって関係児童生徒や保護者が特定される恐れがあること。関係修復等に支障が生じる可能性があること。家庭事情や、子どもの特性など、個人情報が出露する危険性があること。さらには、インターネット上での拡散や誹謗中傷に繋がる懸念もあります。

それらを踏まえまして、本町の方針としては、公表するか否かを一律で決めるのではなく、被害児童生徒側の意向を重く受けとめた上で、公表の意義と弊害を総合的に勘案して判断することとしております。また、意向確認にあたっては、保護者だけではなく、被害児童生徒本人にも、発達段階を踏まえながら、丁寧に説明しつつ、意向を確認することとしております。加害児童生徒側に対しても、公表の目的を十分に説明し、学校生活や、指導に支障が生じないよう配慮することとしております。

さらに、公表の方法については、調査報告書そのものを公開するのではなく、概要版を別に作成し、町ホームページで公表することとしております。その際には、個人情報の削除はもちろん、学校名、学年、部活動等から学校や個人が推測される恐れがある場合には、表現の修正や

教 育 総 務 課
学 務 指 導 担 当
吉 村 課 長 補 佐

削除を行う等、特定防止のための配慮を徹底します。特に、太子町は学校数が限られており、一般的な記述であっても関係者が推測される危険性があることから、他の自治体以上に慎重な確認と抽象化が必要であるという本町の実情もこのガイドラインの中で明確に位置付けております。

公表期間については、3ヶ月間の町ホームページへの掲載を基本とし、その後は、関係児童生徒のプライバシー保護や生活への影響を考慮し、削除することとしております。また、公表中であっても、被害児童生徒側の意向の変化等により、公表の継続が困難になった場合には、公表を中止することとしております。

このガイドラインは、公表ありきではなく、子どもの最善の利益を中心に据えながら、説明責任と人権・プライバシーへの配慮との両立を図るための判断の仕組みとして、指針を明確にするものです。

以上で説明を終わります。

中 道 教 育 長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

中 道 教 育 長

無いようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中 道 教 育 長

ご異議ございませんので、【日程第7 議案第13号 太子町いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定】については、事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第8 議案第14号 太子町立生涯学習センター設置条例施行規則の一部改正】について説明を求めます。

生 涯 学 習 課
松 岡 課 長

議案第14号太子町立生涯学習センター設置条例施行規則の一部改正についてご説明します。

まず、改正の理由ですが、令和7年の9月から進めてきた新しい公共施設予約システムが、このたび3月1日から利用可能となりました。これに伴って、申請手続きに関する規定と関係様式を改めるものです。新旧対照表をご覧ください。

第4条の使用許可の申請については、これまで運用で対応してきた「使用日の2ヶ月前の初日から」を条文として明確化し、2ヶ月前の初日から使用日までの間に申請していただきます。ブッキングがある場合は抽選を実施し、抽選後の空き枠は個人、団体を問わずご利用いただけるようにします。

続いて、第5条、第6条の整理です。旧規則では第5条が使用料納付、

生涯学習課
松岡課長

第6条が使用の許可となっていました。が、手続の流れに合わせて条文を入れ替えます。新しい第5条は使用の許可について、新しい第6条を使用料納付とします。

第7条の使用料の減免手続については、これまで運用で対応していた部分を、システム導入を機に細かく規定します。

第8条の使用料の還付については、旧規則では還付の様式等がありませんでしたが、今回、還付の様式を新設します。

最後に施行期日です。事後承認の形となり恐縮ですが、システムは3月1日より稼働しております。

説明は以上でございます。

中道教育長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

中道教育長

無いようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[全員「異議なし」の声]

中道教育長

ご異議ございませんので、【日程第8 議案第14号 太子町立生涯学習センター設置条例施行規則の一部改正】については、事務局原案のとおり承認するものとします。

続きまして、【日程第9 諸般の報告（その他）】について説明を求めます。

東條教育次長

私からは先日行われました3月定例議会関係の報告をさせていただきます。

令和8年第1回定例議会は、2月27日から3月19日までの21日間の会期で開催され、提出された議案は、報告案件4件、事件案件2件、条例案件9件、予算案件11件、人事案件1件があり、案件すべてが可決、及び同意とされました。

本会議の初日に、田中町長から令和8年度の施政方針演説があり、令和8年度の施策の方向性が示されました。

教育関連では、本年1月に開設しました「太子町こども家庭センタースマイルぽっぽ」を核として、子どもをまんやかに据えた支援を推進することや、「地域とともに育む学校教育の充実」の取組みとして、非認知能力で結び付けた就学前からの小中一貫教育のさらなる推進や、「子どもを主語にした教育」への取組み、そして継続的に進めております、トイレ改修、照明LED化、学校体育館の空調整備といった学校施設環境の整備、町立学校園での給食無償化の継続、町立幼稚園の給食日数を週4日から週5日への拡充に加え、「非認知能力の育成」を柱に、学校・

地域・家庭が一体となり、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進め、安心して学べる学校教育の充実を図ること。

また、「生涯にわたり学べる環境づくり」の取組みとして、町立総合体育館の大規模改修工事に向けた実施設計業務や、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境づくりに努めること。

さらに、「住民との協働、地域への愛着心の醸成」の取組みとして、国指定史跡二子塚古墳について、令和4年度より整備工事を行っており、令和11年度の完成をめざし計画的に進めていくこと等の取組みが、盛り込まれた内容となっております。

次に、教育委員会の関係する議案としましては、まず、事件案件の「国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件」としまして、令和7年9月8日に契約締結しました当該工事についてです。

当初、管理棟の新築工事のみを予定しておりましたが、利用者および周辺住民の利便性並びに管理棟の維持管理面を考慮し、外構工事を追加するものとしたため、変更契約の議会同意を受けるものです。当初契約額4,478万8,700円に、720万7,200円を増額し、変更契約金額は5,199万5,900円とするとともに、工期につきましても、令和8年2月28日から19日延長しまして、3月19日までに変更するものです。

次に、「令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）」では、各事業の実施状況の精査に伴う減額補正や財源内訳補正のほか、磯長小学校及び中学校の体育館照明のLED化に伴う工事請負費2,071万4千円の増額補正を行っております。

また、中学校校舎棟トイレ改修の2期目工事に伴う関連予算として、設計業務委託費38万円と工事請負費4,293万3千円の増額補正を行っております。

この2つの事業については、繰越明許費を設定のうえ、令和8年度に事業実施することとしております。

次に「令和8年度一般会計当初予算」については、前月の定例会で説明させていただいたとおりの内容で議決いただいたところです。

次に、「令和8年度太子町一般会計補正予算（第1号）」では、「町制施行70周年記念事業」のうち、「タイムカプセル実施事業」として、5万円を計上しており、町内在住の小学4年生（約110名）が、現在の自分の気持ちや生活を未来へ伝える記録を、タイムカプセルに残すもので、10年後の「二十歳を祝う会」において開封し、当時を振り返ることで、自己の成長と地域への愛着を深めることを目的としております。

また、同じく「町制施行70周年記念事業」のうち、「記念給食事業」として、24万1千円を計上しており、地元で生産された食材を積極的に取り入れることで、地産地消への理解を深め、食を通じて郷土への愛着を育むとともに、町制施行70周年の節目を子どもたちとともに祝うことを目的として実施するものでございます。給食の提供日は、磯長村

及び山田村の合併により太子町が誕生した昭和31年9月30日にちなみ、本年9月30日とし、「70周年記念」の特別メニューを提供する予定としております。

次に、「物価高騰対応重点支援事業」として、1,425万6千円を計上しております。これは政府が推奨する、エネルギー価格や食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援策の一環として、食材費の価格高騰により学校給食予算が圧迫されている中、子どもの健全な発育のため従来の給食の質や量を担保するとともに、その負担が保護者に及ぶことがないよう高騰分の差額を支援するものでございます。具体的には、令和8年度の給食において、一食あたり80円の物価高騰分を学校園給食費物価高騰対策補助金として予算計上させていただいたものでございます。

また、一般質問では、9議員から15問の一般質問が出され、そのうち、教育委員会関係が5問ありましたので、主な内容を申し上げます。

まず、しなが会 斧田議員から『太子町の教育』『幼小中一貫教育』について」と題して、令和6年12月議会で、「非認知能力を育てるまち」について一般質問を行ったが、その後の「幼小中一貫教育」状況はどうか。また、地域に向けた取組みの実績や課題についての質問がありました。

これに対し、「令和7年度の学校園での取組みと成果、また、家庭や地域とともに非認知能力を育む取組みであるボーク重子さんによるセミナーの成果等を報告し、今後も、学校園での教育と家庭・地域での関わりをつなぎながら、町全体で子どもたちの学びと成長を支えてまいります。」と答弁しております。

次に、日本共産党 岡野議員から「誰もが通いたくなるような学校に」と題して、不登校の現状と対応策等についての質問がありました。

これに対し、本町の不登校児童生徒及びフリースクール等に通う児童生徒の状況や、「和みルーム」と「あゆみルーム」、また、スクールソーシャルワーカーの活動などによる取組みを説明し、今後もこれらの取組みを通じて、子ども一人ひとりに寄り添いながら、誰一人取り残さない支援の充実に努めてまいります。」と答弁しております。

また同じく、日本共産党 岡野議員から「町のシンボルの二上山を守れ」と題した質問の中で、香芝市内の盛土近くにある、太子町内の「柱状節理」の文化財としての価値についての質問がありました。

これに対し、「当該柱状節理については、専門的見地から様々な見解が示されておりますが、文化財としての価値につきましては、専門的な評価を踏まえて判断されるものと認識しております。」と答弁しております。

次に、公明クラブ 辻本議員から「小中学校体育館空調設置について」と題し、空調機材の内容及び必要経費等についての質問がありました。

東條教育次長

これに対し、「事業費は総額で約3億2,700万円を見込んでおり、主な内訳といたしましては、空調設備の設置工事のほか、空調効果を高めるための断熱対策工事、さらに停電時にも対応できる電源自立型室外機の導入や非常用回路の整備等の費用を含んでおります。」と答弁しております。

また同じく、公明クラブ 辻本議員から「子どもの居場所づくり支援について」と題して、長期休みの子どもの居場所として、万葉ホールや生涯学習センター等の施設の空き部屋を開放はできないのかとの質問がありました。

これに対し、「生涯学習センターについては、子どもたちが利用する場合には、安全確保の観点から、見守り体制などが必要となり、現時点において新たな居場所として開放することは難しい状況です。」と答弁しております。

以上、3月定例議会の報告とさせていただきます。

教育総務課
武部課長

続きまして、私の方から教育総務課の報告をさせていただきます。

まず、令和7年度卒業・卒園式、令和8年度入学・入園式出席予定者一覧表（案）をご覧ください。

入学・入園式の日程でございます。町立幼稚園が4月8日（水）10時15分受付、10時30分開式です。両小学校が4月6日（月）、9時受付、9時30分開式です。町立中学校が4月6日（月）13時30分受付、14時開式となっております。

各委員の皆様には既に案内通知をお配りしております。なお、山田小学校には町長が出席されることになっておりますので、前もって教育長職務代理者の上籾委員を割り当てさせていただいておりますが、各委員の皆様、ご都合はどうでしょうか。

〔日程調整〕

教育総務課
武部課長

ありがとうございました。当日は大変申し訳ございませんが、現地集合でよろしくお願いいたします。

次に後援名義使用に関する報告をいたします。資料をお配りしております。

（1件目）

申請日：令和8年1月29日

申請者：淡野 文孝 氏

事業名：令和8年度春季特別陳列「大阪の眠れる逸品たち」

事業目的：大阪府教育庁文化財保護課では、およそ100年前からの文化財調査記録を保管している。また、1950年代ごろからは遺跡の発掘調査を行い、数々の成果をあげてきた。

その成果は現在、発掘調査報告書や、当館をはじめとする府立博物館にて一般公開されている。しかしながらその一方で、数多くの発掘調査の中には、諸般の事情で公開のタイミングを逃してしまったもの、発掘調査概報として発表されてはいるが、府民の目に触れる機会を十分に提供できないものも存在している。本展は、このような従来十分に活用されてこなかった遺物を陳列・紹介することを目的とする。

実施期間：令和8年4月25日(土)～6月7日(日)

実施場所：大阪府立近つ飛鳥博物館 特別展示室

参加対象者：考古学、歴史に興味関心のある方 約4,000人
以上、令和8年2月5日付けで承認いたしました。

(2件目)

申請日：令和8年1月30日

申請者：南大阪中学校・高等学校進学説明会2027 実行委員会
実行委員長 乃村 隆司 氏

事業名：南大阪中学校・高等学校進学説明会2027

事業目的：多くの小中学生やその保護者に入試情報だけでなく、中学・高校生活全般を広く知っていただき、進学を意識して頂く。

実施期間：令和8年9月5日(土)

実施場所：大阪狭山市文化会館・SAYAKA ホール

参加対象者：小学4年生～6年生・中学2～3年生の児童・保護者
以上、令和8年2月19日付けで承認いたしました。

(3件目)

申請日：令和8年2月12日

申請者：内田 勝久 氏

事業名：太子聖燈会

事業目的：太子町を愛する人々が聖徳太子の和の精神を尊び、太子町を訪れる人々の幸せを願い、和のあかりを燈すことにより、魅力あるまちづくりとまちの活性化に寄付する。

実施期間：令和8年4月25日(土) 午後6:00～午後9:00

実施場所：聖徳太子御廟、叡福寺、西方院

参加対象者：太子町住民約6,500人

以上、令和8年3月2日付けで承認いたしました。

(4件目)

申請日：令和8年3月1日

申請者：大阪学童保育連絡協議会会長 松林 高志 氏

事業名：第57回大阪学童保育研究集会

事業目的：①学童保育で培ってきた遊び・文化を交流し、継承・発展

教育総務課
武部課長

させていく基になる集会にする。

②保護者会・連絡会の役割や楽しさについて交流し、深め合う集会にする。

③指導員の専門性を高め、より良い仕事づくりに繋げる集会にする。等

実施概要：午前中はオープニングとして、日常の学童保育での写真やけん玉、ダンスなどの動画を上映。また記念講演を実施する。午後からは、分科会を開催する。

実施期間：令和8年6月28日（日）

実施場所：①オンライン開催 ②堺市サンスクエア堺 等

参加対象者：保護者・指導員（放課後児童支援員）・研究者・自治体職員・学生・その他 約700人

以上、令和8年3月11日付けで承認いたしました。

（5件目）

申請日：令和8年3月6日

申請者：「太子芸術祭2026」「結縁祭 vol106」実行委員会

代表 蘇我 孝明 氏

事業名：太子芸術祭2026 結縁祭 vol, 06

事業目的：太子町及び周辺地域の才能あるクリエイターや若い人たちの発表の場を提供するとともに、全世代の人々が交流できるイベントを開催する。

実施期間：令和8年11月14（土）～令和8年11月15日（日）

10：00～15：00

実施場所：西方院・南林寺

参加対象者：一般

以上、令和8年3月11日付けで承認いたしました。

最後に、令和8年度の主な改修工事についてご報告いたします。

1つ目は、各学校体育館の空調設置工事を、両小学校と中学校同時に実施いたします。2つ目は、磯長小学校及び中学校体育館の照明LED化工事を実施いたします。3つ目は、令和2年度から計画的に実施してきました各学校トイレ改修工事で、令和8年度は中学校特別教室棟のトイレ改修を実施いたします。これでトイレ改修工事は全て完了いたします。

教育総務課からは以上です。

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

学務指導担当からご報告します。

まず、お手元に資料としてお配りしております、「子どもたちへのより良い教育の実現に向けて」という案内を、各家庭にお送りしております。太子町立学校の教職員に関する業務量管理及び健康確保措置計画が1月に承認され、4月1日より運用を開始することに伴い、計画の

教育総務課
学務指導担当
竹井課長

内容を町ホームページに掲載し、児童生徒の保護者、地域の皆様に向けたこちらの案内文も併せて掲載します。なお、同計画に位置付けている「こコミ・ガイドブック」についても、完成したものをお配りしています。こちら、同じく町ホームページに掲載する予定としております。

学務指導担当からの報告は以上です。

生涯学習課
松岡課長

生涯学習課から、諸般の報告をいたします。まず、行事結果です。

「町立竹内街道歴史資料館 冬季スポット展『むかしの道具』」を1月20日（火）から2月27日（金）まで開催し、明治時代から昭和にかけて使われていた道具を展示しました。会場は大道旧山本家住宅で、体験学習を含め太子町・河南町・千早赤阪村の6小学校から229名の参加がありました。

「第28回 太子町スポーツ講習会(モルック体験会)」を3月7日（土）午後1時から3時まで、万葉ホールにて実施しました。主催は太子町スポーツ推進委員・太子町教育委員会、テーマはヨガの要素を取り入れたストレッチ&トレーニングを実施し、参加者は34名でした。講習会終了後には、フィンランド発祥のニュースポーツ「モルック」の体験を行いました。

「図書館友の会 ブックワーム 春休みイベント『春あそぼう』」を3月25日（水）午前10時30分から11時30分まで、生涯学習センター「太子の森」研修室1・2で開催しました。本を探してミッションをクリアする内容で実施し、参加者は22名でした。

続いて行事予定です。

「キャンドルナイトカフェ」を3月29日（日）午後2時から午後7時30分まで、西方院にて実施予定です。主催は太子テラス、内容はカフェ、クイズ、説法、キャンドルづくりを予定しています。

「太子町春季スポーツ教室」はテニス初級（全7回）・ヨガ（全7回）の2教室を開講します。申込期間は4月1日（水）から4月15日（水）まで、抽選日は4月17日（金）、各教室の実施期間は5月14日（木）から6月25日（木）までです。

「第33回 太子町スポーツ大会」は5月2日（土）から5月31日（日）まで開催予定です。主催は太子町・太子町教育委員会、後援は太子町スポーツ推進委員、主管は太子町スポーツ大会実行委員会、対象は一般住民です。種目はゲートボールほか全13種目、会場は町立総合体育館・総合グラウンドほかとなっており、受付開始は4月7日（火）からです。

「竹内街道歴史資料館友の会 総会記念講演会」を5月23日（土）午後2時から4時まで、生涯学習センター「太子の森」研修室で実施予定です。演題は「河内源氏と太子町の壺井家（仮）」、講師は四天王寺大学社会学部社会学科の田中誠氏です。定員は70人で先着事前申し込み制

生涯学習課
松岡課長

としており、参加費は300円です。

行事予定については以上です。

続いて、子どもの学びと成長（非認知能力）応援総合事業」についてご報告いたします。令和7年度が終わることに伴い、家庭・地域版としての簡易な報告という位置づけでお話しします。お手元の資料の、左側に主な成果をまとめております。

まず、取組みの経過ですが、5月18日にフォーラム&セミナーを開催しました。その後、6月から3月にかけてセミナー等を実施してきたところです。

成果は大きく4点ございます。まず1点目、非認知能力への理解が広がり、地域やご家庭にもかなり浸透してきたと受け止めています。2点目は、保護者の意識の変化です。子どもへの見方、関わり方に前向きな変化が多数確認できました。3点目、家庭での実践・行動変容です。これまでの学びをしっかりと理解いただき、実際の接し方や日常の関わりを行動に移していただいている状況です。4点目として、継続的に学び合う環境が形成されつつある、という点を挙げられます。以上の点が、令和7年度の主な成果であります。

その上で、今後の取組みですが、これまでは主にお集まりいただいたの講演・セミナー形式としていたところ、令和8年度につきましては、より多くの保護者の皆さまに内容を届けられるよう、アウトリーチ型での実践を進めたいと考えております。具体的には、私立も含めた各学校園のほか、加えて子どもたちに関わる地域の団体を対象に、15分から20分程度のショートセミナーを実施していきたいと思っております。

以上で生涯学習課からの報告を終わります。

中道教育長

ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

山崎委員

今回作っていただいた、非認知能力応援総合事業の家庭・地域版の報告について、今後どこかに配布する予定はあるのでしょうか。

生涯学習課
松岡課長

こちらは本日の会議資料として作成したものですので、これを外部に配布する予定はありませんが、その他で公開できるものはホームページ等に公開していく予定です。

山崎委員

ありがとうございます。

もう1点、学務指導担当から報告があったところで、教職員の定時退校日に関する記載があったのですが、これは学校ごとに曜日を決めて実施するのでしょうか。

教 育 総 務 課
学 務 指 導 担 当
竹 井 課 長

各学校長判断になりますので、何曜日に設定するかといった詳細については学校長に一任しております。

中 道 教 育 長

その他にご質問等ございませんか。

中 道 教 育 長

無いようですので、本日の日程はすべて終了しました。
次回は、4月22日（水）午後1時30分から開催させていただきます。よろしくお願いします。

会議録の署名

教育長 _____

委 員 _____